

令和 元年 6 月 28 日

趣旨（※該当する全てにチェック）

- 各種資料や情報提供
 イベント・会議等の案内
 その他（ ）

発表事項	記者発表の実施 (危険空家(特定空家等)解体除却に係る行政代執行について)
内容	<p>桜井市大字初瀬地内の危険空家について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 26 年法律第 127 号)に基づき、行政代執行による解体除却工事を実施するにあたり、記者発表を行います。</p> <p>【対象物件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 桜井市大字初瀬 2586 番地 4 ・用途 住宅・倉庫一般 ・構造 木・鉄骨造 瓦葺・陸屋根 地下 2 階付平屋建 <p>【経緯】</p> <p>本件は、平成 26 年に地元住民から相談を受け、物件の管理不全状態の改善のために 4 年にわたって関係者への聴取や所有者への働きかけを重ねましたが改善に至らず、このまま放置すれば建物の倒壊により近隣への危険性が高まるおそれがありました。</p> <p>このため本市は、物件を空家特措法に基づく「特定空家等」に認定して措置を進めたものの、なお改善対応がなされないため、このたび行政代執行による解体除却工事を実施するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等への認定日 平成 30 年 10 月 17 日 ・命令日 平成 31 年 4 月 16 日 <p>【今後の日程】</p> <p>本解体除却工事については、現在一般競争入札により工事施工者を選定中です。開札は 7 月 2 日を予定しています。</p> <p>行政代執行の執行日は現在未定であり、工事受注者との打合せ後にお知らせします。</p>
日時	(記者発表日時) 令和元年 7 月 5 日 午後 3 時から
場所	(記者発表会場) 桜井市役所本庁舎 4 階 第 1 委員会室
資料	対象物件位置図・立面図 (記者発表時に配布)
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 後日掲載 (7 月上旬掲載予定)
問い合わせ先	担当課 都市建設部 営繕課
	取材対応者 問い合わせ窓口 営繕課 住宅係 (0744-42-9111) 内線 243
その他	※この件へのお問い合わせは、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。